

宗像市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、県外から本市に移住した者に予算の範囲内において交付する宗像市移住支援金（以下「支援金」という。）について、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）及び福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民登録することをいう。
- (2) 移住 生活の拠点を本市に置くことを目的として転入することをいう。
- (3) 同一世帯 住民票における同一の世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次項の要件を満たすものとする。ただし、世帯で移住する者の申請をする場合にあっては、次項及び第3項の要件を満たすものとする。

2 第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号に掲げる要件のいずれかに該当するもの。

- (1) 県実施要綱第5の1の(1)の①に掲げる移住等に関する要件を満たすものであること。ただし、県実施要綱中「県内市町村に」とあるのは、「令和6年4月1日以降に本市に」と読み替えるものとする。
- (2) 県実施要綱第5の1の(1)の②に掲げる就職等に関する要件を満たすものであること。
- (3) 県実施要綱第5の1の(1)の③に掲げるテレワークに関する要件を満たすものであること。
- (4) 関係人口（移住先の地域や地域の人々と関わりを有する者をいう。）に関する要件として、次のア又はイのいずれかの要件に該当し、かつ、ウ及びエのいずれの要件にも該当すること。

ア 単身で移住する者にあつては、支援金の申請日の属する年度の年度末における年齢が40歳未満であること。

イ 世帯で移住する者にあつては、支援金の申請日において、申請者の2親等以内の親族であつて、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が同

一世帯に含まれること若しくは申請者の1親等以内の親族であって胎児を有する者が同一世帯に含まれること、又は支援金の申請日の属する年度の年度末における申請者及びその配偶者の年齢の合計が80歳未満の世帯であること。

ウ 市内の事業所に正規で就職（転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更を除く。）又は宗像市創業応援補助金（宗像市創業応援補助金交付要綱（平成31年宗像市告示第102号）第1条の補助金をいう。）を活用し、起業した者であること。ただし、国又は地方公共団体（地域おこし協力隊を含む。）への就職は除く。

エ 支援金の申請日から5年以上、ウの事業所に継続して勤務又は起業した事業を継続する意思を有していること。

（5）県実施要綱第6に基づく起業支援金の交付決定を受けていること。

3 世帯に関する要件として、交付対象者を含む世帯の全員が、次に掲げる要件の全てに該当すること。

（1）移住元において、2人以上で構成される同一世帯に属していたこと。

（2）支援金の交付申請時において、2人以上で構成される同一世帯に属していること。

（3）令和6年4月1日以降に転入したこと。

（4）申請日において転入後1年以内であること。

（5）宗像市暴力団等追放推進条例（平成21年宗像市条例第18号）第2条第4号の暴力団員又は同条第5号の暴力団関係者でないこと。

（6）この告示に基づく支援金の交付の決定を受けていないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の金額は、単身で移住する者にあつては60万円、世帯で移住する者にあつては100万円とし、18歳未満の者を帯同して移住する場合は、その18歳未満の者一人につき100万円を加えた額とする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、宗像市移住支援金交付申請書、就職証明書及び本人確認書類に、第3条の要件を満たすことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、提出された書類の内容を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等の上、支援金の交付の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、交付申請から3月以内に支援金の交付を行うものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 市長は、支援金の交付について適切な実施及び効果を確認するため、必要がある

と認めるときは、交付決定者に対し、必要な事項の報告を求め、又は現地への立入調査を行うことができる。

(返還請求)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が別表の左欄に掲げる要件に該当する場合は、その返還事由の区分に応じ全額又は半額の交付決定を取り消すものとし、既に支援金が交付されている場合は返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病等のやむを得ない事情があるものとして市及び福岡県が認めた場合はこの限りでない。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市と県が協議して別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第9条関係）

返還事由の区分	返還の額
虚偽の申請をした場合 支援金の申請日から3年未満に市から転出した場合 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（第3条第2項第2号の要件を満たした者が支援金を交付された場合に限る。） 県実施要綱の起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合	全額
支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合	半額